

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年3月23日)

【 件 名 】

- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改訂（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
(障がい福祉課)・・・2
- 鳥取県医療DXセミナーにおける個人情報の漏えいについて
(医療政策課)・・・4
- 障害福祉サービス事業者に対する行政処分について
(西部総合事務所県民福祉局)・・・5

福 祉 保 健 部

**鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改訂（案）に係る
パブリックコメントの実施結果について**

令和8年3月23日
障がい福祉課

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改訂にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1. パブリックコメントの結果について

- (1) **募集期間** 令和8年2月26日（木）から令和8年3月11日（水）まで
- (2) **周知方法** 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- (3) **意見数** 11件（6名）
（意見の内訳）普及啓発の充実：5件、関係機関・各種施策との連携：2件、表記・その他：4件
- (4) **主な意見等と対応方針**

下表を含め、計画に反映した意見が4件、既に改訂（案）に盛り込んでいる対応済みの意見が7件ありました。

意見概要	対応方針
【普及啓発の充実】	
依存症の普及啓発にあたって、マンガやSNSの活用など、読んでほしい人、見てほしい人に届くようにしてほしい。	計画案に盛り込み済 各種イベント等の際の周知や県政だより、インターネット、リーフレット等の様々な広報媒体を活用した幅広い普及啓発を行います。
オンラインカジノについて、最近も野球選手が書類送検されるなど、その違法性を知らずにやっていると、広く認知されるよう普及啓発をしてほしい。	計画案に盛り込み済 青少年健全育成条例に基づく取組などの各種施策と連携を図りながら、正しい知識の普及啓発等を行います。
市販薬のオーバードーズについてよく耳にするが、薬を販売する場所でポスターや薬剤師による声掛けなど、事前防止の取組も大事だと考える。	計画案に盛り込み済 薬物乱用防止対策と連携し、市販薬のオーバードーズに係る教育・啓発にも努めます。
子どもがゲーム依存なのではと思うことがあり、依存症かどうかを簡単に判断できるチェックシートのようなものがあると嬉しい。	計画案に盛り込む ゲーム行動症（ゲーム依存症）をはじめ、アルコール健康障害など各種依存症のスクリーニングテストを参考資料として掲載します。
「節度ある適度な飲酒を推進する運動の実施」との本文中の記載について、「不適切な飲酒を防止する運動の実施」とした方が取組をイメージしやすいと考える。	計画案に盛り込む 御意見を踏まえ「不適切な飲酒を防止する運動の実施」に修文します。
【関係機関、各種施策等との連携】	
依存症対策には産業保健や地域保健との連携も必要不可欠と考えるので、計画に追記してはどうか。	計画案に盛り込み済 依存症の早期治療や支援に向けた産業保健や地域保健との連携を推進します。
依存症当事者を世話する家族も大変であり、家族へのケアも意識して取組を進めてほしい。	計画案に盛り込み済 当事者の家族が抱える課題の解決に向けた支援がなされるよう、関係機関との連携を推進します。

2. 計画改訂（案）の概要

(1) 実施期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(2) 改訂（案）のポイント

ア 県の取組強化

- ・リーフレット、ポスターに加え、若年層が関心を持ちやすいマンガやSNS等を活用するとともに、県青少年健全育成条例や薬物の濫用の防止に関する条例など関連施策との連携を図りながら普及啓発を実施する。
- ・当事者の方のみならず、そのこども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）、配偶者など、当事者の家族が抱える課題の解決に向けた支援がなされるよう、精神保健福祉センターや保健所等と、児童福祉部門や女性支援部門等の関係機関との連携を推進する。

イ 専門医療機関の追加選定

- ・西伯病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定する。（予定 令和8年4月1日付）

ウ ギャンブル等依存症対策の強化

- ・ギャンブル等依存症につながる恐れのある違法なオンラインカジノへの誘引について、改正ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨等に沿って、マンガやSNS等を活用した普及啓発を実施する。
- ・違法なオンラインカジノへの対策について、青少年健全育成条例などの運用関係機関との連携を図りながら、普及啓発等を実施する。

エ 薬物乱用対策の強化

- ・市販薬等のオーバードーズが若年層で増えていることを踏まえ、薬物乱用防止の取組強化、オーバードーズ対策を推進する。
- ・若者、保護者や地域住民に対して、薬物乱用防止意識の高揚を図るため薬物乱用防止の普及啓発を行う。

オ オンラインカジノ、エトミデートなど新たな課題等への対応

- ・オンラインカジノ、エトミデート（俗称：ゾンビたばこ）など若年層への拡大も社会問題となりつつある新たな課題に対して、普及啓発等を実施する。
- ・ゲーム行動症や窃盗症、摂食症、性依存症についても、普及啓発等を実施する。

(3) 主な達成目標

○多量飲酒及び生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少（単位：％）

項目		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
多量飲酒者の割合	20歳以上男性	3.2	3.0
	20歳以上女性	0.5	0.2
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	20歳以上男性	12.4	9.0
	20歳以上女性	6.0	5.0

○20歳未満の者の飲酒をなくす

(単位：％)

○妊娠中の飲酒者をなくす

(単位：％)

項目		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)
20歳未満の者の飲酒の割合	中学2年生	7.5	0
	高校2年生	10.3	0

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
妊婦の飲酒の割合	0.2	0

(4) 今後の予定

3月25日：パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を令和7年度第3回鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議において審議。

4月：次期計画の施行

鳥取県医療DXセミナーにおける個人情報の漏えいについて

令和8年3月23日

医療政策課

本県主催の鳥取県医療DXセミナー（3月12日開催）において、運営を委託している株式会社ジェイエムインテグラル（東京都）が、セミナー申込者に対し本セミナーのオンライン配信用URL等をメール送信した際に、受信者全員に送信先のメールアドレスが見える状態で発信し、個人情報が漏えいしました。

今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理に努めます。

1 事業実施主体

福祉保健部健康医療局医療政策課（委託先事業者：株式会社ジェイエムインテグラル）

（主な事業内容：自治体向け医療関連サービスの提供（中山間地域等におけるオンライン診療の取組支援等））

2 漏えいした情報

メールアドレス 65件

3 誤送信した日時

令和8年3月11日（水）午後1時4分

4 経緯

3月11日（水）

午後1時04分

・委託先事業者の担当者からセミナー申込者に対し、オンライン配信用URL、資料データのダウンロード用URL等を送信した。

午後2時38分

・委託先事業者の担当者は、受信者1名から送信先全員のメールアドレスが見える状態で発信されているとの指摘を受け、誤送信を覚知した。

午後3時35分

・医療政策課は委託先事業者から誤送信の報告を受け、委託先事業者に対し誤送信メールの受信者全員への謝罪及び誤送信メールの削除依頼を早急に行うよう指示した。

（委託先事業者から同日中に65名全員に電話を行い、24名に謝罪等を完了。その後も引き続き電話による連絡を実施。）

3月13日（金）

午前10時06分

・委託先事業者は誤送信メールの受信者65名全員に電話による個別の謝罪及び削除依頼を完了した。

5 原因

メール送信前の宛先設定の確認不足によるもの（「BCC」送信すべきところを「宛先欄」にメールアドレスを入力して送信）

6 県の対応状況

- ・委託先事業者に対し事故報告書の提出を指示した。
- ・委託先事業者に対し誤送信メールの受信者全員に謝罪とメール削除依頼の連絡を行うこと、及び今後同様の情報漏えい事案を発生させないための再発防止策の報告を指示した。

【委託先事業者から報告された再発防止策の概要】

- ・通常のメール機能からの直接配信（手動設定）は禁止し、委託先事業者が導入しているメール配信システム（アドレスごとに個別に配信）を用いて配信する運用を徹底する。
- ・万が一、メール配信システムを用いることができない場合でも、メール機能で一定数以上の外部アドレスが含まれる送信については、自動的にBCCへ移動または送信をブロックする設定を行う。また、送信者とは別の社員にテスト送信を行い、他者のアドレスが漏えいしていないことを確認した上で送信する体制を徹底する。

（参考）鳥取県医療DXセミナー

医療機関における医療DXの取組を推進するため、国の医療DXの取組概要、県内のオンライン診療の取組発表等を行う医療DXセミナーを開催した。

- ・対象者：医療機関（病院・診療所）、関係団体（医師会・歯科医師会等）、保健所、市町村等
- ・参加者数：92名
- ・開催方法：対面参加及びオンライン配信
- ・日程：令和8年3月12日（木）午後2時から午後3時25分まで
- ・セミナー内容

第1部 国の推進する医療DXの概要（厚生労働省医政局）

第2部 他県のオンライン診療の取り組みについて（(株)ジェイエムインテグラル）

第3部 大山診療所のオンライン診療の取り組みについて（大山町国民健康保険大山診療所）

（セミナー終了後にオンライン診療のデモンストレーション体験会を実施）

障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和 8 年 3 月 23 日
西部総合事務所県民福祉局

西部総合事務所管内における以下の事業者に対して、令和8年3月16日付けで障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「法」という。）の規定に基づく行政処分を行いましたので報告します。

1 対象事業者（法人）・事業所

事業者（法人）	株式会社ひまわり（米子市長砂町 719-3）
事業所	ひまわり（米子市長砂町 719-3）
事業種別	就労継続支援B型（平成24年7月1日指定） ※定員 20 人
法人代表者	代表取締役 豊島 隆司
管理者	三宅 まりえ

※「就労継続支援B型」とは、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して就労の機会を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を提供するもの。

2 行政処分の内容

指定取消（指定取消年月日：令和8年5月31日）

※指定取消年月日については、障がい福祉サービスの利用継続を希望する現在の利用者に配慮したものの（利用者が円滑に他の事業者に移行できるよう支援調整を考慮した日程としている。）

3 処分の理由

①訓練等給付費の不正受給（法第50条第1項第6号該当）

令和7年4月から令和7年11月の間に利用者35名のうち、15名分延べ65日間について、不正請求を行ったこと。

（内訳）

ア 支援記録が記録されていない日の訓練給付費を請求・受領	利用者8名で19日分
イ 支援記録に記録されている記録者の出勤が実際にはなかったもの	利用者9名で29日分
ウ 支援記録には利用が記録されているが、利用者本人及びそれ以外の者からも利用の否定の申述があったもの	利用者6名で17日分

②不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号該当）

令和7年10月、11月の間の利用者が利用していない土曜日の利用記録、支援記録等の作成に関して、代表取締役（生活支援員を兼務）及び管理者が、虚偽の記録の作成を看過し、点検や適正化を実施せず、著しく不当な状況を継続させたことにより、組織全体としての機能不全が認められた。

4 処分に至った経緯

3の処分の理由①に関する情報を把握したことから、令和7年12月11日、同年12月17日及び令和8年1月13日に米子市と合同で監査を行い、関係する職員の出勤実態、給付費と利用者へのサービス提供記録等について調査するとともに、職員、利用者からの聴き取りにより指定取消相当の事実関係を確認した。

また、令和8年2月25日に行政手続法による聴聞を実施し、この結果に基づき、今回の指定取消処分を決定した。

（参考）不正受給額の返還

当該事業者が指定取消理由の不正により受給した給付費（583,700円）については、当該事業所の利用者の支給決定権者（各市）が法第8条第2項の規定に基づき返還を求める。

（各市の請求額一覧（現時点の試算））

市町名	不正受給対象利用者数	不正受給額
米子市	13名	529,820円
境港市	1名	8,980円
島根県安来市	1名	44,900円
計	15名	583,700円